

1970年代における西ドイツ職業教育・訓練の デュアルシステムの動揺と持続(1)

佐々木 英 一

(1995年10月16日 受理)

Unruhe und Erhaltung des dualen Systems der Berufsausbildung

von BRD in der 1970er Jahren (1)

Eiichi SASAKI

目 次

1. はじめに
2. 60年代後半の職業教育・訓練改革論議の背景
3. 60年代の改革論議と職業教育法の成立
 - 1) 60年代前半の改革論議
 - 2) 職業教育法の制定
4. 70年代前半の職業教育・訓練の改革の出発点
 - 1) 職業教育法の評価
 - 2) 職業教育法実施後の職業教育・訓練の状況
(以下次号)
5. 70年代前半の職業教育・訓練の進展
 - 1) デュアルシステムにおける「二元性」の克服
 - 2) 「職業教育の新秩序のための基本原則(改革の指標)」
 - 3) 職業教育・訓練の学校化の試みー職業基礎教育学年制度と企業外訓練所
6. 70年代後半の職業教育・訓練改革の停滞と後退
 - 1) 職業訓練財政をめぐる論議
 - 2) 新職業教育法案の挫折
 - 3) 職業訓練ポスト促進法
 - 4) 経営者団体及び労働組合の対応
7. おわりにーデュアルシステムの「驚くべき弾力性」

1. はじめに

本研究は、すでに発表した1945年から1960年代初期までの西ドイツ職業教育・訓練の展開を扱った拙稿¹⁾を受けて、戦後の西ドイツ職業教育・訓練史上大きな転換点となる60年代後半から70年代

にかけての動向を扱っている。

戦後20年を経過して、西ドイツの経済社会構造は大きな転機にさしかかっていた。とりわけ、生産技術の急激な進展によって、デュアルシステムによる従来の職業教育・訓練は問い直しを迫られた。すでに明らかにしたように¹⁾、60年代半ばまでは、全体として「量的な面での復興発展、そして質的な面での伝統の復古継承の時期」²⁾と特徴づけられる。そして、それ以降、西ドイツの職業教育・訓練は激動期を迎える。一方で、直接的にはオートメーション化の進行をはじめとする生産方法の変化、サービス産業部門の増加等、産業構造の大きな変化に直面して、他方、社会民主党政権の誕生、大学紛争やそれに伴う教育制度の民主化などの社会全体の民主化のうねりを受けて、それまでほとんど注目されてこなかった職業教育・訓練制度が世論の中心の一つとなった。それは、実現間近にして流れた1919年の職業訓練法案以来、実に50年ぶりに成立した職業教育法をめぐる論議を皮切りとして展開され、70年代を通じて一連の改革が職業教育・訓練の分野でなされた。

この時期の職業教育・訓練の改革を扱った研究は、わが国でもいくつもある。70年代のものは、職業教育法を中心とした紹介が多い³⁾。さらに詳しく個々の改革をフォローしたものとして、寺田の一連の研究がある⁴⁾。これらの研究は、個々の改革の経過を詳しく分析している。しかし、この大きな変動期を一連のものとしてさらに、デュアルシステムの構造全体を視野に入れた研究はまだない。

ドイツ本国での研究状況はどうであろうか。70年代の研究は、改革を進める立場から、主張を全面的に出した研究が目立った。レンペルト／フランツケやファウルシュティヒの研究⁵⁾等がその代表である。改革が一段落した段階で、改革を振り返って中間的な総括をしているものとして、ノルテ／レールあるいはリップスマイヤー編の論集⁶⁾、そして『ドイツ職業教育史史料 A/5. 職業教育法史料 1875-1981年』Quellen und Dokumente zur Geschichte der Berufsbildung in Deutschland. A/5. Quellen und Dokumente zur Geschichte des Berufsbildungsgesetzes 1875-1981. (1982)のペツォルトの序文のVIとVII、さらにグライネルトの研究⁷⁾があげられる。

その後、さらに時間をおいて、80年代末から90年代にかけてより全面的に評価を下した研究がなされるようになった。デーボステルの研究⁸⁾やペツォルト編の同上シリーズ A/3/1、『企業での職業教育1945-1990年』Die betriebliche Berufsbildung 1945-1990. の序文が70年代の改革を再評価している。より総合的な評価をしているのがシュトラートマン／シュロツサーとグライネルトのデュアルシステムの発展に関する総合的研究⁹⁾である。これらはいずれも70年代の改革に厳しい評価を下している。

その他に、改革の過程に示された政治的社会的プロセスに焦点を当てた優れた研究としてオッフエの研究¹⁰⁾がある。これは、改革途中での研究にもかかわらず、改革の矛盾と失敗を見事に説明している。これを受けて、70年代改革を分析素材として、デュアルシステムの構造をより理論的に解明しようとしたものに、シュトレーク／ヒルベルト／ケベレル／マイヤー／ヴェーバーの研究¹¹⁾とヒルベルト／ズエードメルゼン／ヴェーバーの研究¹²⁾がある。しかし、やはりドイツにおいても、

グライネルトによれば「70年代の職業教育改革の経過は、これまでまだ総括的には叙述され、分析されていない」¹³⁾ 状況にある。

ここでは、これらの研究の成果の上に立って、70年代の職業教育・訓練改革がデュアルシステムの枠内での近代化と、職業教育・訓練行政の統合水準の向上という課題を担っており、その下でデュアルシステムが揺らいでいたという仮設の下に、この改革を総体的に評価する事を目的とする。具体的には、改革をすすめた論理、改革の限界とその要因、そして改革の意義と、これら一連の経過を通してあきらかになったデュアルシステムの本質的問題を解明することを課題とする。

そのために、この一連の改革の動きを主として70年代を中心に、その前、すなわち60年代後半までを視野に入れて、改革論議の論点、施策・政策、関係団体の動向、等の各レベルで分析評価した後、最後に全体的な評価を行うこととする。

なお、本号ではこのうち、70年代の改革の前提となる60年代後半の改革論議と、その一つの帰結である1969年の職業教育法の成立とその評価までを扱い、70年代の職業教育・訓練改革の進展とその停滞については次号にゆずる。

2. 60年代後半の職業教育・訓練改革論議の背景

戦後復興された伝統的なドイツの職業教育・訓練システムは、この時期になると近代化あるいはアーベルのいうところの「現実主義的転換」を迫られていた。おりしも、職業教育・訓練以外の教育分野では、1964年の有名なピヒト (Picht) の『教育の破局』(Bildungskatastrophe) で一気に世論の注目を集めた、大学及びギムナジウムの拡張の必要性の認識と、教育の機会均等要求の高まりが大きくなっていた¹⁴⁾。

また、この時期は、政治的には戦後一貫して政権を担当してきた、アデナウアー、エアハルトに率いられたキリスト教民主同盟/キリスト教社会同盟勢力の後退がみられ、1966年からのケージンガー政権には社会民主党 SPD も加わり、69年にはブランドの社会民主党/自由民主党 (SPD/FDP) 政権が誕生する、戦後政治における大きな転換点にあっている。

経済的には、66/67年の一時的な後退を除き、70年代はじめまでは好景気で、失業もいまだこの時期は「マージナルな現象」¹⁵⁾ であり、70年の失業率はわずか0.7%にしかすぎず¹⁴⁾、あたかも完全雇用の時代が達成されたかのように思われた。労働力は不足し、外国人労働力に頼らねばならなかった。経済は、「汲み尽くされた自国の労働力」の「質的な改善によって新たな成長ポテンシャルを作り出す」¹⁶⁾ 必要に迫られていた。経済成長の重点は明らかに、従来のような「外延的」(extensiv) なものから「内包的」(intensiv) なものへとシフトした¹⁷⁾。改革のための財源は比較的豊富であった。

全体としてこの時期は、戦後復興を終えた後、新たな発展を前にした戦後西ドイツ社会の激動期にあっている。

こうした背景のもとで、職業教育・訓練の改革が行われた。その一つの結果が、ドイツの職業教育・訓練史において大きなメルクマールとなっている職業教育法の成立であった。

3. 60年代の改革論議と職業教育法の成立

1) 60年代前半の改革論議

戦後直後から60年代前半までの、職業教育・訓練改革論議の一つの中心は、デュアルシステムにおける企業・実習中心の訓練スタイルの評価をめぐる対立にあった。50年代まで「企業と結びついた職業訓練」の重視は一貫して揺るがなかった。しかし、早くも50年代後半からシュバルツローゼが指摘したように¹⁸⁾伝統的な手工業訓練モデルが、本格的な工業社会の到来を迎えて引き続き有効かどうか単に議論のみでなく、事実のレベルで問われなければならなくなった。

従来のこの問題に対する、さまざまな公的な委員会及び審議会の答申や報告書では、ニュアンスの違いはあれ、いずれも結論的には企業・実習中心の伝統的モデルを擁護してきた。そうした傾向がこの時期から変化し始める。そのひとつが、1964年のドイツ教育制度委員会(Deutscher Ausschluß für das Erziehungs- und Bildungswesen)の「職業訓練・学校制度についての答申」である。これは、経済政策ないし社会政策の視点からではなく、教育政策の視点から職業教育・訓練を本格的に検討した最初の文書であり、その後の一連の職業教育・訓練改革に関する議論の出発点ともなった重要な文書である。ここでは、本格的な工業化社会を迎えるにあたっての、国際的な職業教育・訓練の動向を重視し、他の工業諸国が取り組んでいる改善策として以下の3点に注目している。すなわち、企業に入る前に基礎的なオリエンテーション期間として、12~16歳の間に中等教育が重視されていること、それに続く職業訓練は基礎的な訓練が重視され、「公的な監督のもとで、試験規定を持った訓練プランに基づいて」行われようとしていること、そして最後に就職後の継続訓練が重視されてきていること¹⁹⁾が挙げられている。

この答申は、「企業と職業学校における『二元的』訓練を肯定する」²⁰⁾ものの、従来の答申に比べて一步踏み出したものとなっている。それは、企業における訓練を中心とはするもののそれが、あくまで青少年の教育であることを強調している点である。答申は次のように述べている。「企業における職業教育・訓練には、その経済的・社会的意味にもかかわらず教育的責任が優位を占める」²⁰⁾。また、答申は「学校による訓練の経済的・社会的・文化政策的な意義の拡大」²¹⁾を指摘して、従来、軽視されてきた職業教育・訓練における学校の役割に注意を喚起している。さらに、他の先進諸国に比べて職業生活に入る年齢が早いドイツの青少年にとって、デュアルシステムにおける企業への「統合」に対する「職業学校の教育努力による補償」²¹⁾の必要性を指摘している点は、この答申の先見性を示すものといえよう。このように、本答申は、デュアルシステムを認めながらも、学校や教育という要素を従来よりも強めることによって、より柔軟で適応力のある職業教育・訓練システムへの転換を図ろうとしたと考えられる。

しかし、この答申に対しては同じ委員会が59年に出した一般教育学校に関する答申に比べ、世論の関心は未だ低く、発表された当時ほとんど反響はなかったという²²⁾。

だが、デュアルシステムの有効性への疑問はこの時期徐々に強まっていく。2でも述べたように、60年代は国際的に教育投資論を唱える教育経済学が大きな影響力を持った。1965年「経済発展予測専門家審議会」(Sachverständigenrat zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung)は、『年次報告書1965/66年—停滞なき安定化』でこの立場から、経済の成長及び構造変化と職業教育・訓練の関係を論じている。そこでは、将来の経済成長にとって教育水準が最も重要な決定要因であると指摘している。また、適応力のある労働力が必要であること、そのためには職業教育・訓練の改善が必要なことを述べている。報告書は次のように述べる。「伝統的な職業学校と企業訓練の並立は、もはや議論の余地のないものではなくってきている。企業での訓練の質は、多くは優れているものの、しかしまたしばしばきわめて不十分だ。—中略—いかなる場合も企業が最良の訓練の場であるとはみなし得ない」²³⁾。

さらに報告書は、15-19歳の青少年で全日制の学校在学者の割合が他の工業国に比べて低く、これは職業学校と個別企業を超えた共同の訓練場の充実でカバーする必要があること、幅広い基礎的な訓練が重要であること、伝統的な「ツunftじみた」職業のイメージは今後ますます当てはまらなくなることなどを指摘している²⁴⁾。

ここにも、64年答申と同様、企業中心の訓練システムを変えようという意図が明確に看とれる。

2) 職業教育法の制定

戦後直後の数年間の職業教育・訓練法制定の努力が挫折した後、度重なる労働組合の要求にもかかわらず、職業教育・訓練法は具体化されなかった。この状態に変化がみられるのは、ようやく60年代に入ってからである。そのきっかけとなったのが、59年に公表されたドイツ労働総同盟(DGB)の職業訓練法草案であった。これは、職業教育・訓練に関して包括的な秩序を与えること、法の実施と監督には連邦労働省があたること、訓練担当者と訓練を行う企業は基準に基づく許可制とすること、労使双方によって構成される連邦、州、地区レベルでの委員会の設置等を求めた、全42条からなる本格的な法案であった²⁵⁾。当初、アデナウアー率いる連邦政府と与党 CDU/CSU は消極的な対応を示していた。これに対し、1962年4月 SPD は、政府に早急に職業教育・訓練に関する法を提出するよう求める動議を提出した。この動議で SPD は、その法案は、「職業訓練に関するバラバラな法規定をまとめ、統一し、職業訓練を技術と経済の発展に適応させること」²⁶⁾、すべての分野の青少年に適用すること、「職業訓練を公的な課題と認めること」などの要件を持つべきことを主張している²⁶⁾。これを受けて、連邦議会は SPD のイニシアチブのもとで、政府は63年2月までに法案を議会に提出するべきであるという決議を採択した²⁷⁾。それでも政府は64年2月、「包括的な法案は、『問題の法外な困難さに直面して』不可能」²⁷⁾であり、いつできるかも分からないと答えた²⁸⁾。政府部内には FDP の様に、営業条例の修正で対応すべきだという見解もあったも

の²⁹⁾、CDU/CSUは、一貫して消極的であった。

SPDは、すでにこの時点で、59年のDGB案を受けて来るべき職業教育法の骨格についてはっきりした構想を持っていた。65年のDGBからの質問に対し、ブランドは「われわれ社会民主党は、わが国のすべての人がその素質と能力にふさわしく発達できるような職業訓練を受けて権利を持つということから出発する³⁰⁾」として、権利としての職業教育・訓練という立場を鮮明にした。また、64年の社会民主党教育基本政策では、職業訓練は公的な課題であること、今後の職業訓練は1年間の幅広い基礎訓練の上になされること、企業における訓練も教育課題とみなすべきこと、教習作業場を増やし、共同のものを作ること、職業訓練の管理・運営は国、労使等あらゆる当事者からなる「共同の自治機関」によって行われること等が示されていた³¹⁾。

1966年、SPDは「労働市場を経済と技術の発展に一致させるための法案」(Entwurf eines Gesetzes zur Anpassung des Arbeitsmarktes an die Entwicklung von Wirtschaft und Technik)を出した。この法案の目的は、「1. 労働市場研究と職業研究によって経済と技術の発展に労働市場を一致させること、2. 経済における職業訓練を経済と技術の発展に一致させること、3. 職業教育・訓練の実施に対する被用者の関与の促進、4. 転職による失業及び降格の防止」とされている³²⁾。これからも分かるように、この法案は上に示した、「権利としての職業教育・訓練」等の「SPDのもともとの要求」からは大きく後退し³³⁾、もっぱら「近代化」と社会政策にその重点がおかれた。また、ここでは、鉱業、公務、自由業など多くの分野の訓練が除外されており、DGBからも批判された³⁴⁾。

これに対抗して、同年CDU/CSU/FDP連合は、「職業訓練規制法案」(Entwurf eines Gesetzes zur Regelung der Berufsausbildung)を提出した。この法案は、手工業等に対する特別規定を含み、現状の大幅な変更を避けようとしているものの、段階訓練(Stufenausbildung)に関する規定(第6条)を含むなど、職業訓練の近代化にも配慮している。

ベツォルトによれば、両法案には「重大な違いはなかった³⁵⁾」。ただ、SPD案が国の責任と労働組合の関与を強調しているのに対し、連合案は、現状通り会議所に大きな権限を与える「私的な法関係」に委ねている点に大きな違いがあった³⁵⁾。職業教育・訓練の運営・管理及びその公的性格についての見解の違いはあるものの、すでに60年代中ごろには、職業教育・訓練の近代化の必要性についての認識では、ほぼ一致していたことがここからも窺える。

まず、法案の審議に先だって関係者の意見聴取が行われた。1967年6月に行われた公聴会では、ほとんどの専門家は「明白な違いにもかかわらず、法案では教育政策の目標に対して、経済的-社会政策的目標が優先されることは拒否されねばならない」という立場を取った³⁶⁾。青少年は「経済の付属物、経済-社会政策の対象」とみなされてはならず、それゆえ来るべき法では、教育の観点が前面に出され、職業訓練は教育制度全体の中で位置づけられるべきだという意見が強く出された³⁶⁾。のちに、70年代の職業教育・訓練改革を推進したこの重要な観点は、残念ながら職業教育法では貫かれず、このことがその後のさまざまな問題の火種となった。

1969年に成立した職業教育法では、結局、これがデュアルシステムの企業での訓練のみを「規制」するものであり、学校での職業教育・訓練についてはカバーしないとされ、職業教育・訓練の二元構造から生ずるさまざまな問題に有効に対処できない状況が引き続き放置された。その意味では、職業教育法の成立は、職業教育・訓練改革のゴールを意味したのではなく、むしろ出発点となったといえよう。

4. 70年代前半の職業教育・訓練の改革の出発点

1) 職業教育法の評価

紆余曲折を経て成立した職業教育法の評価をめぐっては成立直後から大きく分かれた。そもそもこの職業教育法は、原理的な対立点をそのまま残したまま作られた「妥協法」³⁷⁾であった。たしかに、「企業における職業訓練のための、従来バラバラであった規定や規制が、はじめてまとめられた」³⁸⁾こと、連邦の権限（経済省、労働省）が強化されたこと、訓練期間を最大3年に制限したこと、州政府と連邦政府の連絡協調が図られたこと、連邦職業教育研究所が設立されたことなど、積極面も多かった³⁹⁾。

しかし、これには、「職業訓練の質を十分に保証する明確な法規定が欠けている」⁴⁰⁾。これに関する議論は、70年代を通じて議論される職業教育・訓練改革の論点と重なるのでやや詳しく見ていこう。その論点は、大別して5点にまとめられる。

まず第1に、法の適用範囲についてである。職業教育法では、職業訓練において大きな地位を占める手工業については、すでにある手工業秩序法を考慮して、多くの重要な条文が適用されないとされている（第73条）。70年代はじめには工業・手工業の訓練契約の約2/3が手工業で結ばれていたという事情を勘案すればこの除外規定の持つ意味は大きい。この点は後に詳しく見る。さらに、契約の10%を占める航海、公務の分野も除外される。また、全日制の職業教育学校に通う者も除外されるので（第2条）、「訓練の質についての実質的な規定においては、職業教育法はわずかに被訓練者の1/4にしか適用されない」⁴¹⁾ことになる。さらに、ワイマール時代の職業訓練法案審議以来、大きな論点となっていた、不熟練工、半熟練工にも適用するかどうかについても、適用しないとしている⁴²⁾。

第2に、職業訓練の監督・管轄権についての問題である。法案成立前の議論でしばしば主張された連邦及び州政府、あるいは自治体の権限の強化によって、職業教育・訓練の「公的性格」、公共性を保証しようという見解は、結局採用されなかった。すなわち、従来通り、会議所が大きな権限を持つことが法認された。連邦、州、会議所の各レベルで労使、職業学校教師の代表で構成される職業教育委員会が設置されるとされ（第50条～第59条）、実際の実務の管理・運営は使用者機関である会議所が行う。これに対しては特に、労働組合から不満がぶつけられた。

これを、法理論的にみると職業教育法は、「市場の私法的領域が、国の公法的領域と組み合わせ

れた⁴³⁾ものとみなされる。すなわち、「たとえこの法が『公的な責任』というモメントを通用させ、国も自ら訓練基準の布告によって、職業訓練の物質的な規制を引き受けているにしても、同時に契約の自由の原理と、職業訓練を提供し実施する企業の権利は確保され、さらに企業の自治組織(会議所)によって監督されるという前提と端的に結びついているが故に—中略—職業訓練は大部分、私経済的な収益性の原理に規定される領域で行われる⁴⁴⁾という変則的な性格をもっている。職業教育・訓練の公共性への要求は、法的にはこうした形で、骨抜きにされてしまった。こうして、「国には、公的な規範的な統制と、他方、同時に企業の自由の保護と保証が課せられる⁴⁵⁾という錯綜した状況が生じた。

第3に、デュアルシステムにおける企業訓練と職業学校の間連携の改善の問題である。職業教育法は、その名に反して企業における訓練のみを対象とし、職業学校との連携についての実質的な規定をいっさい含んでいない。そもそも、職業教育・訓練改革の論議の発端は、両者の関係の見直しを通して、デュアルシステムの質的向上を図ることにあつた。しかし、結局、法では二元状態の欠陥を抜本的に解決することにはなんら貢献しなかった。

第4に、その結果、職業教育・訓練を、広く後期中等教育の一環として位置づけるという教育的視点は後景に退いてしまった。教育については州政府が管轄するという憲法上の制約があるとはいえ、本法は「経済法の付属物としての訓練法⁴⁶⁾以上にはでなかった。このことは、法制定にいたる過程でのヒアリングにおいても、これに関する膨大な文献を見ても、職業教育学(者)や直接の当事者たる職業学校教師がほとんど議論に参加していないことから明らかである⁴⁷⁾。成立後、職業学校教師の全国組織はその声明の中で、職業教育法の成立によって「私経済の利益が、青少年の教育政策上の権利に対して優位を保つということが持続され⁴⁸⁾、「職業学校が法律から完全に除外され⁴⁹⁾、「一面的に経済法的、労働法的、社会法的⁴⁸⁾なものになっていると批判した。

これには、労働組合にも責任の一端がある。この時点での、労働組合の最大の関心は、職業教育・訓練における労使の共同決定による影響力の強化にあつた。ネルカーとショウエンフェルトは、そこには「まず第一に使用者団体と労働組合の葛藤という形で現れる職業教育観が示されている⁵⁰⁾とし、そうした見方が法全体を「赤い糸のように貫いている」と述べている。すなわち、「あらゆるレベルの委員会を労使の代表で占めるという努力で一貫している⁵⁰⁾。そして、その際「職業教育・訓練は社会政策上の論争という次元に還元されてしまった⁵⁰⁾。こうした、教育の視点の弱さは、単に職業学校を除外したのみならず、企業での訓練の「教育化」(Pädagogisierung)をも弱めることになった⁵¹⁾。すなわち、企業での訓練担当者の教育的適性や、職業学校教師の企業での訓練への関与の権限について本法は何も定めていない。職業訓練は、多大な努力にもかかわらず依然として、経済・社会政策の一環として扱われる状況を脱し得なかった⁴⁹⁾。

そして、最後に、職業訓練財政の問題である。職業訓練ポストの安定的供給や、職業教育・訓練の公共性の確保に取ってきわめて重要な鍵となる職業訓練の財政システムの改革については、法にはいっさい規定されなかった。これについては次号で詳しく述べる。

以上からみて、総じて、職業教育法は「原理的には、現存の職業訓練体系の基本構造を是認しそれに法的な権威を与えた」⁵²⁾ものと評価できる。ペツォルトは、「包括的な改革問題が既に、法の発布以前に公然と議論されていたにもかかわらず、職業教育法は低い統合水準と、僅かな内容上の改革と展望しか持てなかった」⁵²⁾ときびしく評価している。先にあげた、ネルカーとショウエンフェルトも同様にきびしい評価を下している。すなわち「この法は、実際、職業教育法と名付けられているが、むしろ『職業訓練システムの社会政策上の現状を維持する法』(Gesetz zur Erhaltung des sozialpolitischen status quo im Berufsausbildungssystem)とした方がよかろう。その最も重要な特徴は、古色蒼然たる社会形式への固執である」⁵³⁾と断罪している。

当然、労働組合はこの法が、「ドイツの職業教育の伝統的形式を、さらに何十年も固定化する危険をはらんでいる」⁵⁴⁾(DGB)と評価し、「職業教育法は民主的で将来に向けた職業教育を生むのではなく、現在の関係を修復し、教育と訓練に対する憲法上の権利を否定している」(IG メタル)⁵⁵⁾と批判した。一方、これに対して使用者側は、職業教育法が現状を公認し、安定化させるとして歓迎した⁵⁶⁾。代表的な保守的な立場を取るアブラハムは、「職業教育法は若干の重要な点を除けば、新しい法を作ったのではなくて、事実上存在している企業での職業教育の規制を形式的に認可したものにすぎない。1969年の職業教育法の中には、立法者が職業教育の問題をまずもって、経済の自治事項とみなしてきたことが認められる」⁵⁷⁾と述べている。

このように、職業教育法は大きな期待にもかかわらず、教育体系と職業訓練体系、デュアルシステムにおける企業訓練と職業学校、連邦と州の権限という各次元においての統合という点ではきわめて低い水準にとどまらざるを得なかった⁵⁸⁾。その結果、大局的には法の成立によって、現状固定ないし強化に至った。具体的には、「現存デュアルシステムを安定化させ」⁵⁹⁾、デュアルシステムの「企業訓練の部分の強化に至った」⁶⁰⁾。そして、皮肉なことに、職業教育法は「改革者にとってはむしろ障害として働いた」⁶¹⁾。

先にも述べたように、この意味で職業教育法は、あらためて改革の出発点となった。職業教育法成立後わずか1ヶ月後に成立したブランド政権は直ちに、この職業教育法の改正に向け精力的な取り組みを開始した。次にその前提として、職業教育法施行以後の職業教育・訓練の実態を見ておこう。

2) 職業教育法実施後の職業教育・訓練の状況

職業教育法を分析したオッフエは、この法がきわめて妥協的なものにとどまった背景には、審議過程における政府のヘゲモニー不足と科学的データの不足があったと指摘している⁶²⁾。特に後者の欠陥は、審議が「客観的な分析ではなく、交渉と葛藤の回避の技術」に委ねられる結果を惹起した。職業教育法では、これを是正すべく新たに、連邦職業教育研究所を設けることを規定した。

ブランド政権は、1970年11月、「職業教育行動計画」(Aktionprogramm Beruflichen Bildung)に基づいて、職業教育法の実施後の状況を調査した。これは、連邦労働省の委託を受けて、ケルン

の社会経済構造研究所が、ヘッセン州とノルトライン＝ヴェストファーレン州の2,800人の男子訓練生と、1,700人の女子訓練生を対象に行なったものである⁶³⁾。その結果、訓練生の2分の1以上が50人以下の企業で、3分の1以上が10人以上の企業で訓練を受けていること、規則的な理論授業を受けているのは23%に過ぎないこと、53%は訓練と無関係な補助労働や手伝いをさせられており、6%は訓練時間の3分の1以上がそれに当てられていること、訓練プランに従って訓練されている訓練生は3分の1に過ぎず、62%は時間的空間的に労働と訓練は分離されておらず、半数以上の訓練生は中間試験を受けていないことが明らかになった。また、訓練の計画性という点では、予想されるように企業の規模によって大きな格差がみられた。すなわち、大企業では4分の3が訓練プランに従って訓練している一方、20人以下の小企業では、それは6分の1に過ぎない⁶³⁾。

この企業規模による訓練の格差は、別の調査によっても確認される。72年の調査によると、商工業企業の90%は、法に定められた訓練計画に沿って訓練を行っているのに対し、手工業企業では僅か26%に過ぎない⁶⁴⁾。また、工業大企業の66.3%が独自の教習作業場を持っているのに対し、手工業では2.3%に過ぎない。あるいは、工業企業では、訓練生の15.4%が補足的に(職業学校とは別に)、工場での授業を受けているのに対し、手工業ではわずか2%である⁶⁴⁾。

さらに、次号で述べるが職業訓練財政の専門委員会であったエディング委員会の詳細な調査でも、訓練の不平等が明らかにされている。すなわち、職業教育法第4条に定められている訓練プランを持つのは、1,000人以上の商工業企業の92.5%、1,000人未満のその66.9%、手工業企業では19.6%となっている⁶⁵⁾。

発効直後とはいえ、このように明白な職業教育法違反を含め、憂慮すべき状況が普遍的に存在していたことが分かる。DGBは、これらの調査結果から、「職業教育法は、明らかに多くの場合、適用されていないか、あるいはその意義と目的にふさわしく適用されていない」として、その原因が法の不備にあるとして直ちに法の改正を要求している⁶⁶⁾。

一方、60年代後半から70年代にかけて、一般教育の分野では大きな変化が生じていた。この時期、中等教育の拡充が顕著であった。中等教育段階の各学校の生徒数の増加は表1に示すとおりである。特に実科学校、ギムナジウム、職業専門学校の伸びが著しい。

表1 中等教育段階の生徒分布⁶⁷⁾

年	実科学校		ギムナジウム		職業専門学校		職業学校	
	生徒数	指数	生徒数	指数	生徒数	指数	生徒数	指数
1960	460.7	100.0	853.4	100.0	139.3	100.0	1661.9	100.0
1965	570.9	123.9	957.9	112.2	167.5	120.4	1780.0	107.1
1970	863.5	187.4	1379.5	161.6	208.7	150.0	1599.8	96.3
1971	1099.9	238.8	1779.7	208.5	275.0	197.6	1647.8	99.2

(単位 1,000人)

もう少し時間のスパンを長く取ってみると、このことはよりはっきりとする(表2)。

表2 16歳時の進学先⁶⁸⁾

(%)

	国民学校 特殊学校	実科学校	ギムナジウム	職業専門学校	職業学校
1952	—	3.9	8.9	3.1	69.3
1962	0.9	7.6	11.4	4.6	68.7
1972	3.1	9.6	17.4	8.0	53.5

表3 訓練生の学歴

(%)

	1960	1965	1970	1975
中等教育修了 (mittlerer Bildungsabschluß)	16.3	13.3	25.6	33.5
大学入学資格 (Fach-Hochschulreife)	9.0	7.1	11.7	18.1
義務教育修了	74.7	79.6	62.6	48.3

16歳時点の青少年で職業学校に進む者は、多数派であったとはいえ、徐々に減ってきている。その結果、訓練生の学歴や年齢に変化が生じた。60年に比べて75年には、基幹学校(Hauptschule)修了者の増加による中等教育修了者の増加と、大学入学資格を持つ者の増加が顕著である(表3)。訓練生の平均年齢も、70年で16.6歳、75年で16.9歳と伸びている⁶⁹⁾。しかしこの時点では、訓練生のほとんどが、基幹学校出身(約80%)で下層ないし中間下層出身(約85%)という伝統的な属性に根本的な変化は見られなかった⁷⁰⁾。

次に、職業訓練の近代化の必要の最大の根拠とされた、訓練と雇用のミスマッチについて見てみよう。1970年に連邦労働局の労働市場-職業研究所は、全体の0.5%にあたる男子労働者(労働者職)の訓練-職業経歴について調査した⁷¹⁾。これによると、デュアルシステムで訓練を受けた者のうち約3分の1(32.4%)が転職を経験していること、そしてその内の約半分が新しい職場では、前の知識と技能はわずかしか、あるいはほとんど役に立たないと答えている。この高い転職率は、一見して戦争ないし戦後の混乱によって説明されるように見える。しかし、分析の結果必ずしもそうとは言えず、1955年以後の働き始めた者の転職率が比較的高率であることが分かった。さらに、訓練修了者の約半数は、1年以内に訓練を受けた企業を去り、平均してその20%が、専門労働者から補助-半熟練労働者になっている⁷²⁾。転職率の高い職種は鋳夫(69.3%)、搾乳手(57.0)、車大工(52.8)、製粉(50.0)、靴職人(44.0)、仕立て業(43.1)など手工業職種が目立つ。これらの職種からの転職者のうちで、身につけた知識や技能がその後全く役に立たなかったと答えている者の比率が高い職種は、搾乳手、仕立て業、靴職人などである⁷²⁾。

さらに、マクロ的に工業、手工業、サービスという経済領域にわけて、訓練を受けた企業と雇用

されている企業の関係を見てみると以下のようなになる。

表4 訓練と雇用の関係 (その1)⁷³⁾

訓練を受けた企業	→	雇用されている企業 (%)
工業 : 290万人 = 30%	→	工業 : 71, 手工業 : 6, サービス : 23
手工業 : 450万人 = 48%	→	工業 : 38, 手工業 : 35, サービス : 27
サービス : 260万人 = 22%	→	工業 : 23, 手工業 : 4, サービス : 73
全体 : 950万人 = 100%	→	工業 : 430万人 / 45% 手工業 : 180万人 / 19% サービス : 340万人 / 36%

これからは、手工業で訓練を受けた者で、手工業に止まるものの割合が他の2つに比べて、格段に低いことが分かる (約半分)。

それでは、彼らは訓練で身につけた知識や技能を他の経済領域でどれくらい生かしているのだろうか。これについてもこの調査は興味深いデータを示している。1955年から70年の間に職業訓練を受け、その後補完訓練を受けずに転職した男子労働者の内で、前の職業の知識技能がほとんど、あるいは全く役に立たないとする者の割合を次に示そう (表5)。

表5 訓練と雇用の関係 (その2)⁷⁴⁾

(%)

訓練を受けた企業	働いている企業	転職者	役に立たないとする者
手工業	手工業	14	5
工業	工業	32	13
サービス	全体	37	21
手工業	全体	38	20
工業	全体	40	19
工業	手工業	49	23
手工業	工業	54	28

これによると、そう考える割合の高い者は、手工業から工業に転じた者で、次いで工業から手工業に転じた者である。職業訓練における伝統的な手工業の地位は、工業との共通性ないし工業の基礎としての手工業訓練の有効性によって説明されてきた。しかし、この事実はそうした説明を覆すものである。手工業全体の熟練労働力は67年から76年にかけて13%も減っている⁷⁵⁾。にもかかわらず、60年代から70年代を通じて、訓練生の訓練の場において、手工業はその地位を低めるところか逆に高めてきている (表6)。この点が、70年代の改革論議の1つの中心になる。

表6 訓練生の訓練の場⁷⁶⁾ (%)

	商工業	手工業	公務	農業	その他
1960	58.4	35.2	—	2.8	3.6
1970	57.0	33.2	1.7	3.1	5.0
1975	47.7	38.0	3.5	2.5	8.4
1976	46.4	38.8	3.3	2.8	8.7
1977	46.1	39.8	3.2	2.9	8.0

こうした、訓練と雇用のミスマッチの結果、熟練労働力の75%が訓練された職種では、そのわずか40%しか働いていない実態が明らかになった⁷⁷⁾。このように、職業教育法施行後の本格的な実証的な調査から、職業教育・訓練の深刻な実態が改めて広く認識されるようになり、改革の取り組みに拍車をかけることとなった。

3) ドイツ教育審議会の「徒弟養成の改善勧告」と「教育制度構造プラン」

70年代の職業教育・訓練の改革を見ていく上で、教育制度全般の改革動向を視野に入れておくことが不可欠である。さきに見た、1964年のドイツ教育制度委員会の「職業訓練・学校制度についての答申」が、ほとんど注目されなかったのに対し、この時期相次いで出された、ドイツ教育審議会(Deutscher Bildungsrat)の文書は世論の関心を集めた。60年代末の大学紛争に刺激されて、訓練生のプロテストが起こったことや、雑誌シュピーゲルが特集を組んだこと等がその背景にあった。ヴィンターハーガーの『徒弟—忘れられた多数派』という象徴的な表題の著作が、職業教育・訓練への世論の喚起の直接のきっかけとなったといわれている⁷⁸⁾。

この2つの文書は、密接な関係を持っており、「徒弟養成の改善勧告」(1969)でまず職業教育・訓練のみを扱い、ついで職業教育・訓練を全体の教育体系に位置づけたものが「教育制度構造プラン」(1970)である。

1969年3月の「徒弟養成の改善勧告」(Empfehlungen der Bildungskommission, Zur Verbesserung der Lehrausbildung.)は、「徒弟養成をめぐる議論におけるそれまでの頂点」であり、「これによって初めて幅広く世論が徒弟養成の問題に向けられた」といわれている⁷⁹⁾。この勧告は、職業訓練の欠陥を大きく2つの点に整理している。まず、職業訓練の質において、きわめて大きなバラツキがあることである。これは、経済分野、企業規模、訓練の場の違いによって生じる。もう一つは、全体として訓練企業は教育的・計画的に訓練しておらず、徒弟は必要な資質を身につけられないことである⁸⁰⁾。そして、勧告はさらに詳しくその原因を挙げている。すなわち、訓練企業は、非体系的、非計画的で、一面的な訓練しか与えておらず、徒弟は、しばしば補助作業や雑用を余儀なくされている。特に、理論面での訓練が十分で、週8時間という最低限の職業学校の授業も、教師・教室の不足で多くの場合なされていないこと。その結果、修了試験では特に理論部

分の成績が悪いこと、また理論と実践が切り離されてしまっていること、訓練にあたる者が訓練基準や試験規定等を知らなかったり、多くは併任者であり、場合によっては専門的資質に欠けていること等である⁸⁰⁾。

これらの現状を改善するにあたって、勧告は徒弟養成の目標として以下の7点を挙げる。すなわち、(1)職業教育・訓練への機会均等、(2)職業的資質達成の保証とそのための最低限の基準の設定、(3)勤労者の、企業での技術・経済・社会的過程に対する批判的理解と自覚的協働、(4)変化する経済と社会への適応能力、(5)一般教育と職業教育の相互浸透の強化、(6)訓練システムの弾力性、(7)職業教育・訓練への当事者及び関係者の適切な関与である⁸¹⁾。

これらの目標の基礎には、16歳から19歳の青少年の間にある教育機会に対する不平等を是正すること、換言すればこの時期の一般教育学校と職業教育・訓練の等価値性を実現すること、徒弟の教育・訓練を受ける権利を保証すること、そのために国などの公的な責任が問われることといった理念があった。勧告は、「徒弟の訓練は、教育制度全体の基礎となる同一の規準によって評価されねばならない。それは、個人の基本権と、民主的・社会的法国家における、経済-社会政策の最高の目標から生じてくる」と述べる⁸¹⁾。

「勧告」は、基本的にはデュアルシステムを認めている。しかし、デュアルシステムにおいて、これらの理念を活かそうとすれば、さしあたり、「公的な責任のもとにある」学校部分の比重の強化、あるいは教育的要素の強調から始めるのが容易であった。そして、これをてこに、「一般教育学校と大学に対するのと同じ教育政策の目標と指導理念が妥当すべきだ⁸²⁾」という理念で企業部分の訓練の改革を図ろうとする戦略があった。ハイマンはこの勧告で「従来の労働市場保障政策から、初めて『すべての青少年のための訓練への権利と保障』が求められた」のであり、「それゆえ、経済と労働市場の法則ではなくて、『教育への憲法上の権利』が改革政策の中心にならなければならないという表現が現れた⁸³⁾」ことを高く評価している。

この戦略を引き継いで、学校制度全体の体系化を図る中で、職業教育・訓練の改革も位置づけようとしたのが、70年2月に出された「教育制度構造プラン」(Strukturplan für das Bildungswesen)であった。このプランの基本的理念は、教育への権利、機会均等、民主化、学校体系の相互浸透性、カリキュラム改革、教育体系全体の段階化であった⁸⁴⁾。プランは、教育体系を、1. 就学前(基礎)段階(Elementarbereich 3-5歳)、2. 初等段階(Primarbereich 6-10歳)、3. 中等段階I(Sekundarstufe I 11-15, 16歳)、4. 中等段階II(Sekundarstufe II 16-19歳)、5. 高等教育(Tertiärer Bereich 19歳-)、6. 継続教育(Quatärer Bereich)の6段階に分けて、各段階の緊密なつながりと、各段階内部の相互浸透性の強化を謳っている⁸⁵⁾。

職業教育・訓練に直接関係するのは、中等教育段階、特にその第2段階(第11-13学年)である。この段階では「職業に関連する教育過程」(berufsbezogener Bildungsgang)と「進学準備の教育過程」(studienbezogene Bildungsgang)に分けられる。ただ、両過程は一般教育と職業教育の統合という観点から、できるだけ接近融合させることが求められる。それは、前者の「より強力

な理論的基礎付け」と、「カリキュラム上並びに組織上の、一般教育と専門理論教授の統合」によってなされる⁸⁶⁾。本来この目標は、最終的にはこの年齢段階におけるデュアルシステムの廃止と、総合制学校によって可能となる。前者はもちろん、後者の総合制学校についても、取り組みは困難を極めた。

さて、「プラン」はデュアルシステムそのものをどのように評価していたのであろうか。「プラン」も、「勧告」同様デュアルシステムの有効性を認めている。「プラン」は「デュアルシステムは、将来も、職業訓練において重要な役割を果たすであろう⁸⁷⁾、あるいは「専門実践教授を完全に、学校形態の中に受け入れることは望ましくない。というのも、授業が実践と結びついていることの必要性や、授業が新しい技術や労働組織の発展に絶えず適応していく保証がなされないからである⁸⁸⁾、さらに「今日の企業訓練を全般的に学校形態に解消するのは適当ではない⁸⁹⁾」と述べ、デュアルシステムの維持の立場をとっている。

しかし、「プラン」はその上で、デュアルシステムの修正、近代化を図ろうとする。デュアルシステムにおける企業訓練の部分に関しては、それが、中等段階Ⅱの一環として行われる以上、「教育過程の一部」であること、そして、何よりも「勧告」に示された基準を達成することを求めている⁹⁰⁾。職業訓練の近代化に関しては、「プラン」には職業観と職業教育・訓練の段階化、多様化という点で特徴がみられる。「プラン」は職業を次のように考えている。「今日、一つの『生涯を通しての職業』(Lebensberuf)に向けての訓練が、余りに早くから行われ、この職業への特殊化がはじめから余りに強いので、後の転職に大きな障害となっている」。「それゆえ、最初の職業訓練の目標は、いまや、ある身分的な職業—社会秩序における一定の地位を保障する『ベールフ』の獲得ではなくて、実際の業務と関係したクォリフィケーションと、企業と社会における民主的な共同決定・参加の能力の獲得である⁹¹⁾。つまり、ここでは60年代まで実態的にはともかく、いわばたて前として掲げられてきた古典的な職業観からの脱却が完全に行われているといえよう。ここから、職業教育・訓練の段階化と多様化が導き出されるのは論理的必然である。

段階化に関しては、「プラン」はまず、基本的には職業訓練は第11学年の職業基礎教育(Berufsgrundbildung)の段階からはじまるとしている。この段階では、緩やかな職業領域において幅広い、基礎的な訓練と一般教育の継続がなされ、その後職業選択の後に2年の職業専門訓練が始まる。この段階も2つに分けられ、はじめは確実な専門知識と基礎技能が与えられ、後半は、同時に「その企業の社会的経済的構造」を知るようにされる⁹²⁾。このように、訓練を段階化することによって、将来予想される転職にも柔軟に対応できる労働力を養成しようとしている。

もう一方の、多様化については、デュアルシステムで有効に対応できなくなっている職種、例えば、社会福祉関係、家政関係、商業関係等では、体系的な教育課程がより必要とされる分野であり、これらにおいては他の形態、すなわち学校形態による訓練が適切であるとして、デュアルシステムの相対化を図っている⁹³⁾。また「プラン」は、デュアルシステム内部にあっても、理論部分の相対的比重が増してきているのに鑑み、職業学校の改善の必要性を強調している。入学する生徒の学歴

の差を考慮しないカリキュラム，企業での訓練との不整合等を挙げ，職業学校制度の改革が，「次期教育審議会の差し迫った課題」だとしている⁹⁴⁾。

もう一点「プラン」で注目しておくべき点は，これが職業教育・訓練における社会化作用にも留意していることである。60年代から徐々に注目され始めたこの機能は⁹⁵⁾，おりからの教育の民主化のうねりとも相まって見直しが迫られていた。ケルシェンシュタイナー以来デュアルシステムにおいては公民教育が課題とされてきた。しかし，その内容は新しい時代に即して変えていく必要があった。「プラン」は，これについて成熟性・成人の自立性（Mündigkeit）という概念を示した。それは，具体的には「政治的，経済的，社会的な諸関連への洞察」「批判能力，自立した行為」等と説明されている⁹⁶⁾。上に述べた職業専門訓練において，「企業の社会的経済的構造」を知ることが重要な要素とされていることも，これに関係する。ここに，決して十分とは言えないにせよ，「プラン」が訓練生の立場から，デュアルシステムにおける封建的要素を除去する意図を持っていることが読み取れる。もっとも，これには，労働者に求められる労働徳性（Arbeitstügenden）が変化したことも考慮しておく必要がある。すなわち，50年代に必要とされていた「秩序，清潔，勤勉，正確，忍耐力，信頼性」といった徳性から，60，70年代には「弾力性，適応力，協調性，技術的センス，技術的知性」といったものへと変化してきたことがあるだろう⁹⁷⁾。

以上，「勧告」と「プラン」がいずれも，デュアルシステムは維持しつつも，産業構造，労働市場，技術の変化に対応した職業教育・訓練の近代化の必要性を全面的に打ち出していること，そしてそれを職業教育と・訓練の多様化，段階化によって，柔軟な適応能力を持つ労働力を養成することによって対応しようとしていることが明らかにされた。

(以下次号)

註

- 1) 拙稿 「戦後初期西ドイツにおける職業教育・訓練の研究—1960年代初期までの職業教育・訓練の状況と問題点—」(『鹿児島大学教育学部研究紀要』第46巻1995年)
- 2) 同上162頁。
- 3) 国会図書館調査立法考査局「西ドイツの1969年職業教育法」(『レファレンス』第256号 1972.5)，坂本昭「西ドイツにおける職業教育改革の動向—ブランド政権下の“Dualismus”をめぐる再評価—」(『九州大学教育学部比較教育文化研究施設紀要』第25号，1974年)及び「西ドイツ・Fachschuleの構造的特質」(同第26号，1976年)，天野正治「職業教育の現状と課題」(『現代ドイツの教育』学事出版1978年)，今井重孝「西ドイツの職業教育法」(『東京工芸大学紀要(人文・社会編)』第9巻2号，1986年)など。
- 4) 寺田盛紀「職業教育における公的規制と経済の自治—1976年の西ドイツ職業訓練ポスト供給促進法をめぐって」(『金沢大学教育学部紀要，教育科学編』第38号，1989年)，「デュアルシステム職業教育の改革動向—西ドイツ各州の比較研究」(同39号，1989年)，「職業教育における学校と企業—西ドイツ職業基礎教育学年制に即して」(『関西教育学会紀要』第14号，1990年)
- 5) Lempert, W. /R. Franzke: Die Berufserziehung. München 1976.
Faulstich, P.: Interessenpolitik und die Berufsbildung. Weinheim und Basel 1977.
- 6) Norte, H. /H- J. Röhr. (Hrsg.): Das Berufsbildungsgesetz. Regensburg 1979.
Lipsmeier, A. (Hrsg.): Berufsbildungspolitik in der 70er Jahren. Eine kritische Bestandsaufnahme

- für die 80er Jahre. (Beihefte 4 zur Zeitschrift für Berufs- und Wirtschaftspädagogik) 1983.
- 7) Greinert, W-D.: Das Berufsbildungsgrundjahr. 1984.
 - 8) Dehnbostel, P.: Grundbildung zwischen Schule und Beruf. Stuttgart 1988.
 - 9) Stratmann, K./M. Schlösser: Das duale System der Berufsbildung. Eine historische Analyse seiner Reformdebatten. Frankfurt a. M. 1990.
Greinert, W-D.: Das duale System der Berufsbildung in der Bundesrepublik Deutschland. Struktur und Funktion. Eschborn 1992. Das deutsche System der Berufsausbildung. Baden-Baden 1993.
 - 10) Offe, C.: Berufsbildungsreform. Frankfurt a. M. 1975.
 - 11) Streeck, W./J. Hilbert./K-H. Kevelaer/F. Maier/H. Weber: Steuerung und Regulierung der beruflichen Bildung. Berlin 1987.
 - 12) Hilbert, J./H. Südmersen/H. Weber: Berufsbildungspolitik. Geschichte-Organisation-Neuordnung. Opladen 1990.
 - 13) Greinert (1993): a. a. O., S.106.
 - 14) Lipsmeier, A.: Berufsbildungspolitik der 70er Jahre im Kontext der Bildungspolitik.
(in: Lipsmeier, A. (Hrsg.): Berufsbildungspolitik in den 70er Jahren. Beiheft 4 zur Zeitschrift für Berufs- und Wirtschaftspädagogik. 1983) S.2.
 - 15) Teichler, U.: Berufsbildungspolitik im Kontext der Arbeitsmarktentwicklung.
(in: Lipsmeier, A. (Hrsg.): Berufsbildungspolitik in den 70er Jahren. Beiheft 4 zur Zeitschrift für Berufs- und Wirtschaftspädagogik. 1983) S.20.
 - 16) Baethge, M.: Notprogramm als Reform. Zum Regierungsentwurf für ein neues Berufsbildungsgesetz. (in: Nolte, H./H-J, Röhrs. (hrsg.): Das Berufsbildungsgesetz. Bad Heilbrunn 1979.) S.206.
 - 17) Pätzold, G. (Hrsg.): Quellen und Dokumente zur Geschichte der Berufsbildung in Deutschland. A /3/1. Die betriebliche Berufsbildung 1945-1990 (以下 Q. u. D. A/3/1と略) Köln, Wien 1991.
Einleitung. S.20.
 - 18) Schwarzlose, A. : Berufserziehung in der industriellen Gesellschaft. 1954. (in: Q. u. D. A/3/1.)
 - 19) Deutscher Ausschuss für das Erziehungs- und Bildungswesen.: Gutachten über das Berufliche Ausbildungs- und Schulwesen. Stuttgart 1966. S.482.
 - 20) Gutachten über das Berufliche Ausbildungs- und Schulwesen des Deutschen Ausschusses für das Erziehungs- und Bildungswesen vom 10. Juli 1964. (in: Grüner, G. (Hrsg.): Quellen und Dokumente zur Geschichte der Berufsbildung in Deutschland. A/4/1. Quellen und Dokumente zur schulischen Berufsbildung 1945-1982. Köln, Wien 1983.) (以下 Q. u. D. A/4/1と略) S.140.
 - 21) Offe: a. a. O., S.54.
 - 22) Münch, J.: Berufsbildung und Berufsbildungsreform in der Bundesrepublik Deutschland. Bielefeld 1971. S.21.
 - 23) Sachverständigenrat zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung. Jahresgutachten 1965/66. Stabilisierung ohne Stagnation. Stuttgart und Mainz 1966. (in: Q. u. D. A/3/2.) S.475.
 - 24) Ebd., S.476.
 - 25) Pätzold, G.: Quellen und Dokumente zur Geschichte der Berufsbildung in Deutschland. A /5. Quellen und Dokumente zur Geschichte des Berufsbildungsgesetzes 1875-1981. (以下 Q. u. D. A/5と略) に収録。S.140-146.
 - 26) Antrag der Fraktion der SPD, betr. Berufsbildungsgesetz. 1962. (in: Q. u. D. A/5.) S.153.
 - 27) Lipsmeier, A./W-D, Greinert: Berufspädagogik und Ausbildungsrecht. (in: Nolte, H./ H-J, Röhrs. (Hrsg.)) S.73.
 - 28) Q. u. D. A/5. S.34.

- 29) Semmler, O.: Thema: Berufsbildungsgesetz. Eine Zwischenbilanz. 1965. (in : Q. u. D. A/5.) S.177.
- 30) Ebd., S.175.
- 31) Vorstand der SPD (Hrsg.): Bildungspolitische Leitsätze der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands. Bonn o. J. (1964) S.22-26.
- 32) Antrag der Abgeordneten Behrendt, Folger, Junghans, Lange, Liehr und Fraktion der SPD. Der Bundestag wolle beschließen: Entwurf eines Gesetzes zur Anpassung des Arbeitsmarktes an die Entwicklung von Wirtschaft und Technik. 1966. (in: Q. u. D. A/5.) S.180.
- 33) Q. u. D. A/5. S.35
- 34) Heimann, K.: Berufliche Bildung und Gewerkschaften. Darmstadt 1980. S.150.
- 35) Q. u. D. A/5. S.35-36.
- 36) Ebd., S.36.
- 37) Heimann, K./E. Kuda: Handbuch berufliche Bildung. Ein praktischer Ratgeber. Köln 1989. S.34.
- 38) Q. u. D. A/5. S.37.
- 39) Nölker, H./E. Schoenfeldt: Berufsbildung im Herrschaftsbereich der Wirtschaft. (in: Nolte, H./H-J, Röhrs. (Hrsg.): Das Berufsbildungsgesetz. Bad Heilbrunn 1979.) S.65.
- 40) Q. u. D. A/5. S.38.
- 41) Offe: a. a. O., S.59.
- 42) Ebd., S.59.
- 43) Greinert, W-D.: Das duale System der Berufsausbildung in der Bundesrepublik Deutschland. Eschborn 1992. S.11.
- 44) Q. u. D. A/5. S.3.
- 45) Fischer, V.: Institutionalisation von allgemeiner und beruflicher Bildung. Trennung oder Integration? Frankfurt a. M. 1982. S.245.
- 46) Lipsmeier, A./W-D, Greinert: a. a. O., S.88.
- 47) Ebd., S.74.
- 48) Stellungnahme des Bundesverbandes der Lehrer an beruflichen Schulen zum Berufsbildungsgesetz. 1971. (in: Q. u. D. A/3/2.) S.497.
- 49) Wittwer, W./M. Pilnei: Die ungleichen Partner. Weinheim und Basel 1986. S.59.
- 50) Nölker, H./E. Schoenfeldt: a. a. O., S.66.
- 51) Offe: a. a. O., S.62.
- 52) Q. u. D. A/5. S.39.
- 53) Nölker, H./E. Schoenfeldt: a. a. O., S.69.
- 54) Heimann: a. a. O., S.156.
- 55) Ebertzeder, A.: Verrechtlichung des beruflichen Bildungswesens durch das Berufsbildungsgesetz? München 1983. S.107.
- 56) Sonntag, K.: Inhalte und Strukturen industrieller Berufsausbildung. 1982. S.52.
- 57) Abraham, K.: Die betriebliche Berufsausbildung als Selbstverwaltungsangelegenheit der Wirtschaft. (in: Die Deutsche Berufs- und Fachschule. 73Bd. H.11. 1977) S.807.
- 58) Offe: a. a. O., S.64 u.70.
- 59) Q. u. D. A/3/1. S.27.
- 60) Q. u. D. A/4/1. S.8.
- 61) Greinert (1992), S.25.
- 62) Offe: a. a. O., S.57.
- 63) Erfahrungen mit dem Berufsbildungsgesetz. (in: Berufliche Bildung. 4/1973) S.82.
- 64) Kuda, E./V. Mignon: Berufliche Bildung. 1983. S.27.
- 65) Zum Abschlußbericht der Sachverständigenkommission "Kosten und Finanzierung der außerschulischen beruflichen Bildung" (in: Gewerkschaftliche Bildungspolitik. 9/1974. 以下 G.B.P.

- と略) S.197.
- 66) Erfahrungen mit dem Berufsbildungsgesetz. (in: Berufliche Bildung. 4/1973) S.83.
 - 67) Edding, F.: Entwicklungstendenzen des Dualen Systems der beruflichen Bildung 1950-1975. (in: Hüfner, K./J. Naumann: Konjturen der Bildungspolitik in der Bundesrepublik Deutschland. Bd. 1. Der Aufschwung 1960-1967. Stuttgart 1977.) S.252.
 - 68) Ebd., S.258.
 - 69) Heimann/Kuda: a. a. O., S.16. Greinert (1992), S.35.
 - 70) Rützel, J.: Die Berufsausbildung ausländischer Jugendlicher. Darmstadt 1989. S.10.
 - 71) Hofbauer, H.: Die betriebliche Berufsausbildung und ihre Verwertung auf dem Arbeitsmarkt. (in: G.B.P. 1/1975) S.4.
 - 72) Ebd., S.7.
 - 73) Ebd., S.9.
 - 74) Ebd., S.10.
 - 75) Gör, D.: Zu einigen aktuellen Entwicklungstendenzen im dualen System der Berufsausbildung. (in: G.B.P. 7/1979) S.175-176.
 - 76) Ebd., S.175-176.
 - 77) Greinert (1992), S.38.
 - 78) Q. u. D. A/4/1. S.7-8. Grüner, G.: Die Berufsschule im ausgehenden 20. Jahrhundert. Bielefeld 1984. S.22.
 - 79) Lipsmeier/Greinert: a. a. O., S.75.
 - 80) Deutscher Bildungsrat: Empfehlungen der Bildungskommission. Zur Verbesserung der Lehrlingsausbildung. Bonn 1969. (in: Q. u. D. A/3/2.) S.489. ff.
Baethge, M.: Ausbildung und Herrschaft. Frankfurt a. M.1970. S.173.
 - 81) Ebd., S.487.
 - 82) Lipsmeier, A.: Ziele der Berufsausbildung. (in: Schanz, H. (Hrsg.): Berufspädagogische Grundprobleme. Stuttgart 1982.) S.28.
 - 83) Heimann: a. a. O., S.193.
 - 84) Wittwer/Pilnei: a. a. O., S.137.
 - 85) Schanz: a. a. O., S.155.
 - 86) Q. u. D. A/4/1. S.15.
 - 87) Deutscher Bildungsrat: Strukturplan für das Bildungswesen. Verabschiedet auf der 27. Sitzung der Bildungskommission am 13. Februar 1970. (in: Q. u. D. A/4/1.) S.177.
 - 88) Ebd., S.166.
 - 89) Ebd., S.178.
 - 90) Ebd., S.177.
 - 91) Ebd., S.174.
 - 92) Ebd., S.178-179.
 - 93) Ebd., S.177.
 - 94) Ebd., S.180.
 - 95) Sinnhold, H.: Ausbildung, Beruf und Arbeitslosigkeit. Frankfurt a. M.1990. S.51.
 - 96) Deutscher Bildungsrat (1970): a. a. O., S.163.
 - 97) Lisop, I-B.: 40 Jahre Berufsausbildung im technischen Wandel.- Ihre Zukunft im Rückspiegel betrachtet. Frankfurt a. M. 1985. S.263.